

花巻市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び花巻市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成及び避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者 高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもので次に掲げるものをいう。ただし、社会福祉施設及び医療機関等に入所中又は長期入院中の者を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表左欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障がいの種類に応じ、別表右欄に掲げる障がいの等級にあるもの

イ 岩手県が発行する療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳をいう。）の交付を受けている者であって、その障がいの程度の表示記号がAであるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の障害等級が1級であるもの

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定を受けている者であつて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項の要介護3、要介護4又は要介護5であるもの

オ アからエまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

（ア）自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者

（イ）避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿への掲載を求める者で、本人が避難行動要支援者名簿への掲載を希望するもの

（ウ）花巻市災害時要援護者の台帳登録に関する要領（平成20年12月15日副市長決裁）第2条の災害時要援護者台帳に登録された者

カ その他市長が必要と認める者

（2）避難支援等 避難行動要支援者について、災害時における避難の支援、安否の確認、安否確認に基づいた救出・救助の実施及び平常時における個別避難支援計画の作成、防災訓練の実施、見守りその他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

（3）避難支援等関係者 消防機関、岩手県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する社会福祉協議会、自主防災組織、行政区長、自治会及びその他市長が認める者をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（1）氏名

（2）生年月日

（3）性別

（4）住所又は居所

（5）電話番号その他の連絡先

（6）避難支援等を必要とする事由

（7）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つため、年2回以上更新するものとする。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が規則で定める方法により名簿情報の提供について拒否を申し出たときは、避難支援等関係者に対し提供する名簿情報から当該避難行動要支援者に係る名簿情報を除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供された避難行動要支援者が規則で定める方法により名簿情報の提供について拒否を申し出たときは、前条第3項の規定による名簿情報の更新以降に避難支援等関係者に対し提供する名簿情報から当該避難行動要支援者に係る名簿情報を除くものとする。

4 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、第2項及び前項の規定により名簿情報の提供について拒否を申し出た避難行動要支援者に係る名簿情報を含む名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の取扱い)

第5条 市長は、前条第1項又は第4項の規定により名簿情報を提供するときは、規則で定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 市長は、前項の措置が適切かつ確実に講じられているかどうかを確認するために必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者から提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(利用及び提供の制限)

第6条 第4条第1項又は第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

(秘密保持義務)

第7条 第4条第1項又は第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人

である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において、法第49条の10第1項の規定により作成された本市の避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録されている者は、施行日以後においても、本条例第3条の規定により作成された避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録することとする。

3 施行日の前日までに名簿情報の提供について市長が必要と認める書類により拒否を申し出た避難行動要支援者については、第4条第2項及び第3項と同様に扱うものとする。

別表（第2条関係）

障がいの種類		障がいの等級	
視覚障がい		1級又は2級	
聴覚障がい		2級	
肢体不自由	上肢	1級又は2級	
	下肢	1級、2級又は3級	
	体幹	1級、2級又は3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級又は2級
		移動機能	1級、2級又は3級